

【資料2】

野菜・果実ごみのリサイクルについて

1 現状

第一市場においては、流通させることが不適切である青果物や非可食部を選別する過程において、野菜・果実ごみ（以下、「野菜等ごみ」という。）が排出されています。平成13年に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（通称：食品リサイクル法）」では、食品循環資源を可能な限り再生利用するよう食品関連事業者に求めています。

2 平成29年度の取組内容

平成29年2月から開始した「野菜等ごみ」の分別及び飼料化の取組により、これまで一般可燃ごみとして処分していたごみ量の約3割（約870トン）を削減することができました。（別紙）。

3 課題・展望

今後とも、衛生自治会が中心となって、場内事業者と連携を図りつつ、ごみの分別の徹底が図れるよう継続して支援を行い、本市場のごみ排出量の削減に努めています。